

## 平成 26 年度・平成 27 年度集団指導資料の訂正について

### 1 訂正箇所

平成 26 年度 集団指導（運営上の留意事項）14 ページ

平成 27 年度 集団指導（運営上の留意事項）12 ページ

### ■居宅介護支援

#### ○介護支援専門員の配置の考え方

利用者の数 35 人に対して 1 人を基準とするものであり、利用者の数が 35 人またはその端数を増すごとに増員することが望ましい。

※ここでいう 35 人とは、要介護者と要支援者の合計数である。

(誤)

※ここでいう 35 人とは、要介護者と要支援者の合計数である。

(正)

※ここでいう 35 人とは、要介護者の数である。

### 2 訂正の理由

「利用者の数 35 人の中に要支援者は含まれないのではないか」という疑義があり、厚生労働省老健局振興課に確認 (H27. 11. 20) したところ、要支援者を含む考えはないとのこと。

また、以下のとおり、介護予防支援の利用者数については、具体的な人数は示されていないことから、居宅介護支援の介護支援専門員の配置の考え方において、利用者数 35 人の中に要支援者の数は含まれないと考えられる。

#### 【介護予防支援基準省令第 2 条】

指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下、「担当職員」という。）を置かなければならない。

#### 【介護予防支援基準省令解釈通知】

##### 2 人員に関する基準（1）担当職員の員数

基準第 2 条において、1 以上の員数の担当職員を置かなければならないこととされているが、介護予防支援事業者は、担当する区域の状況を踏まえ、必要な担当職員を配置するか、あるいは指定居宅介護支援事業者に業務の

一部を委託することにより、適切に業務を行えるよう体制を整備する必要があることを示しているものである。

ただし、居宅介護支援事業者が介護予防支援を受託するに当たっては、その業務量等を勘案し、本来行うべき居宅介護支援業務の適正な実施に影響を及ぼすことのないように配慮して受託すること。

(参考)

【介護予防支援基準省令解釈通知】

3 運営に関する基準(7) 介護予防支援業務の委託について  
受託する指定居宅介護支援事業者が本来行うべき指定居宅介護支援の業務の適正な実施に影響を及ぼすことのないよう、委託する業務の範囲及び業務量について十分に配慮しなければならない。

【居宅介護支援基準省令第13条第二十六号】

指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

根拠法令

【介護予防支援基準省令】:

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」

(平成18年3月14日厚生労働省令第37号)

【介護予防支援基準省令解釈通知】:

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」

(平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発第0331016号)

【居宅介護支援基準省令】:

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」

(平成11年3月31日厚生省令第38号)